平成３０年（フ）第６１号
東京都東大和市奈良橋６丁目688番地の１レオパレス西久保103号
債務者　寺田　美絵（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７７号
東京都調布市飛田給２－７－１ストーンヘンジ103、住民票上の住所神奈川県秦野市堀西829番地の14
債務者　山本すみ玲
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９３号
東京都府中市天神町３丁目14番地の７第一白樺荘201
債務者　黒川由起子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５９４号
静岡県焼津市焼津６丁目７番13号
債務者　内田　　明
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７４号
東京都文京区小日向４丁目５―14―504
債務者　野村　綾子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅３棟505号
債務者　吉田　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７３号
横浜市青葉区榎が丘14番地３　サンクレスト青葉台306
債務者　長谷川　雄
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８７号
横浜市戸塚区矢部町1283―１　横浜寮Ａ209、住民票上の住所札幌市厚別区厚別東３条３丁目10番10号
債務者　雨宮　　始
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３５５号
相模原市南区相武台２丁目11番14号　エステートカトー102
破産者　糸賀　明仁
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３号
相模原市緑区青野原1562―２、商業登記簿上の本店所在地相模原市中央区矢部４丁目19番12号
破産者　株式会社あいわい
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２８号
千葉県木更津市貝渕３丁目４番６号　鎌田ハイツＣ203
破産者　澤辺　正志
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４１７号
相模原市中央区星が丘３丁目２番22号
破産者　有限会社関処
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２６号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番12号
破産者　有限会社ＴＭＳ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５号
埼玉県熊谷市拾六間386番地２
破産者　株式会社ｇｒｉｎ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９２８号
東京都町田市森野２丁目24番４号
破産者　日本不動産株式会社
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７２号
静岡市清水区中之郷１丁目９番27号
破産者　有限会社サン開発
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６号
静岡県田方郡函南町柏谷1072番地の３
破産者　株式会社小川建設
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係